

「練馬区防犯設備整備費補助事業」について

1 考え方

区ではこれまで、地域団体が防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を整備した場合には、東京都の補助を受けて、かかる経費の一部について助成する「練馬区防犯整備費補助事業」を実施している。

平成 19 年度から東京都が、地域団体等がその所有する自主防犯パトロール用の車両に青色回転灯を整備することについて、区市町村がその経費の一部を助成する場合には、東京都もその経費の一部を助成する制度を開始したことを受けて、練馬区においても当該補助事業に「青色回転灯の整備」を加えることとする。

2 制度の概要

(1)補助対象団体

警察から青色回転灯を装着して適性にパトロールを実施できる団体である旨証明された下記に掲げる団体

- ・ 町会自治会
- ・ 警察署から防犯活動の委嘱を受けた団体

(2)補助対象経費

- ・ 青色回転灯（本体）の購入・取付経費
- ・ 拡声器・無線通信機器等パトロール効果向上が見込める機器の購入・取付経費
- ・ パトロール中であることを示す表示板・腕章・帽子等の購入経費
- ・ 車両の塗装経費
- ・ 青色回転灯装備申請手続きにかかる各種経費
- ・ その他

(3)補助額

東京都と練馬区で合わせて 3 分の 2 以内を助成（333,000 円を限度）。

※負担割合 東京都（1／2） 練馬区（1／6） 地域団体（1／3）

3 周知方法

ねりま区報（平成 19 年 8 月 11 日号）およびホームページに掲載する。

※「練馬区防犯設備整備費補助事業」の概要

	防犯カメラ	防犯灯	青色回転灯
補助対象団体	「地域防犯防火活動実施団体」		
補助対象経費	購入・設置にかかる経費		
補助率	3分の2		
補助限度額	6,000 千円		333 千円
負担割合	都 1 / 3 区 1 / 3 地域 1 / 3		都 1 / 2 区 1 / 6 地域 1 / 3
備考	「練馬区防犯カメラ設置指針」の規定に準拠することを要件とする。		警察から適正にパトロール活動できる旨証明された団体に限る。